

**入札説明書共通事項**  
**(神戸市工事請負契約一般競争入札用)**

・この入札説明書共通事項（以下「共通事項」という。）は、神戸市が締結する工事請負契約の入札にあたって共通となる事項を示します。

・個別の入札公告兼入札説明書又は入札説明書（以下「入札説明書」という。）の記載と、共通事項の記載に相違がある場合は、個別の入札説明書の記載が優先します。

・入札説明書の内容に変更がある場合は、兵庫県電子共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）及び電子入札システムの神戸市ページ（以下「神戸市電子入札サイト」という。）の当該案件ページにてお知らせしますので、適宜ご確認ください。

（入札方式の定義について）

・入札説明書における「特定調達契約に係る一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札をいいます。

・入札説明書における「制限付一般競争入札」とは、「特定調達契約に係る一般競争入札」を除く地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う入札のうち、入札参加資格の審査を入札の前に実施する一般競争入札をいいます。

・入札説明書における「事後審査型制限付一般競争入札」とは、「特定調達契約に係る一般競争入札」を除く地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う入札のうち、入札参加資格の審査を開札の後に行う一般競争入札をいいます。

（入札手続きに使用する様式について）

・入札手続きに使用する様式は、個別の入札案件に応じて、次の(1)～(8)を使用します。

(1) 一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 3 号）

(2) 資本関係・人的関係調書（様式第 4 号）

(3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)（様式第 4 号の 2）

(4) 施工実績調書（様式第 5 号）

(5) 技術者配置不能届（様式第 6 号の 2）

(6) 質疑回答書（様式第 7 号）

(7) 入札参加資格審査結果通知書（様式第 8 号）

(8) 入札無効通知書（様式第 8 号の 2）

**・入札に付する事項**

<p>完成期限</p>	<p>原則、契約締結の翌日から完成期限までを工期とする。ただし、余裕期間制度を適用する場合は除く。余裕期間制度については次のとおり。</p> <p>(1) 発注者指定方式</p> <p>発注者が工期の始期日及び終期日を指定する方式をいう。なお、工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの間をいう。以下同じ。）は適用しない。</p> <p>(2) 任意着手方式</p> <p>発注者が示した工期の始期日期限までの間で、受注者が工期の始期日を任意に設定する方式をいう。なお、工期の始期日期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工期の始期日期限から入札説明書で指定する日数で工事を完了させること。</p> <p>(3) フレックス方式</p> <p>発注者があらかじめ示した全体工期の内で、受注者が工期の始期日および終期日を任意に設定する方式をいう。</p> <p>(4) (1)～(3)いずれの方式においても、余裕期間において、現場代理人及</p>
-------------	---

	<p>び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、余裕期間において、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。</p>
前払金	<p>(1) 原則、請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。  (2) 債務負担行為による契約の場合は、原則、各会計年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。  (3) 予算繰越措置を伴う契約の場合は、原則(1)と同様の取り扱いとする。  (4) (1)～(3)と支払方法が異なる場合は、個別の入札説明書又は特記仕様書等に記載する。</p>
仮契約の有無	<p>(1) 仮契約が「有」の場合  市会の議決に付すべき契約に該当するので、仮契約を締結し、市会の議決があった後に本契約を締結する。契約保証金は本契約の締結時に納めること。  なお、仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、当該仮契約の相手方が入札参加資格を失ったとき又は神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けたときは、仮契約を解除することがある。  (2) 仮契約が「無」の場合  仮契約は締結せず、契約の相手方が決定後速やかに本契約を締結する。</p>
本工事と関連する随意契約の予定	<p>本工事と関連する随意契約の予定が「有」の場合、当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定があることを示す。詳細は特記仕様書等にて示す。</p>
総合評価落札方式の適用有無	<p>(1) 総合評価落札方式の適用有無が「有」の場合  落札者及び落札候補者の決定は、入札価格に加え技術提案等その他の内容を総合的に評価して行う。詳細は後述の「総合評価に関する事項」及び「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」（平成24年9月13日行財政局長決定）をあわせて確認すること。  (2) 総合評価落札方式の適用有無が「無」の場合  落札者及び落札候補者の決定は、入札価格の価格競争により行う。</p>
低入札価格調査制度の適用有無	<p>(1) 低入札価格調査制度の適用有無が「有」の場合  低入札価格調査制度の適用対象であり、調査基準価格及び失格基準価格を設定する。調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。また、失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。  (2) 低入札価格調査制度の適用有無が「無」の場合  最低制限価格制度の適用対象であり、最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格とする。  (3) 調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格の算出方法は、「工事請負契約等に係る最低制限価格等の算出方法について」（平成20年9月26日行財政局長決定）及び「低入札価格調査における失格基準価格の算出方法について」（平成21年12月24日行財政局長決定）を確認すること。</p>
入札時VE提案	<p>「有」の場合、個別の入札説明書及び設計図書等により詳細な手続き等を示す。</p>
その他	<p>(1) 合併入札  複数の工事を1つの案件として執行する入札方法をいう。合併入札を行う場合はその旨を記載する。積算はそれぞれの工事ごとに行い、それらを合算した金額で入札をすること。  予定価格はそれぞれの工事の合算により算出する。なお、低入札価格調査基準制度における調査基準価格、失格基準価格及び最低制限価格制度における最低制限価格は、それぞれの工事ごとに算出したうえで、それらを全て合算して算出する。</p>

	<p>また、契約はそれぞれの工事ごとに行う。工事ごとの請負金額は落札者の入札価格を工事ごとの予定価格で案分して算出する。</p> <p>(2) 代表工種選定方式による単価契約工事の入札  単価契約工事の入札にあたり、設計書から特定の代表工種を指定して、その代表工種の単価を予定価格とみなして入札する方式をいう。代表工種選定方式を採用する場合は、その旨を記載する。契約は単価により行う。また、入札時には積算の内訳書に代わり単価表の提出を求める。詳細は「神戸市単価契約工事代表工種選定方式競争入札要領」（令和元年7月22日行財政局長決定）をあわせて確認すること。</p> <p>(3) その他、個別に定める事項、通知する事項がある場合はここに示す。</p>
--	--

**・入札に関する事務を担当する部局の名称**

部局の名称	神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）
所在地	郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館2階
電話番号	078-322-5147
電子メールアドレス	<a href="mailto:nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp">nyusatu-kouji@city.kobe.lg.jp</a>

**・入札に必要な書類を示す場所**

神戸市電子入札サイト及び契約監理課

**・入札説明書の交付に関する事項**

交付場所	神戸市電子入札サイト及び契約監理課
交付期間	(1) 神戸市電子入札サイト 公告又は公表の日から電子入札による提出の場合の入札最終日時まで (2) 契約監理課 入札参加資格審査の申請又は入札参加申込の受付期間
交付方法	(1) 神戸市電子入札サイト 各自ダウンロードすること。 (2) 契約監理課 特定調達契約に係る一般競争入札において、神戸市電子入札サイトを閲覧できない者に限り書面で無料交付する。

**・入札に参加する者に必要な資格**

(1) 形態に関わらず必要な資格（特定建設工事共同企業体の場合は、代表者を含む全ての構成員に必要な資格）

神戸市の入札参加資格	<p>(1) 特定調達契約に係る一般競争入札の場合は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において、神戸市工事請負競争入札参加資格を有すること、又は神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第3条の2第1項又は第27条の4第1項において読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。</p> <p>(2) 制限付一般競争入札の場合は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において、神戸市工事請負競争入札参加資格を有すること。</p> <p>(3) 事後審査型制限付一般競争入札の場合は、入札参加申込書の受付期間の最終日及び落札決定の日において、神戸市工事請負競争入札参加資格を有すること。</p>
------------	--

配置技術者	請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く。）。
指名停止	特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、事後審査型制限付一般競争入札の場合は、入札参加申込書の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
経営状況	特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、事後審査型制限付一般競争入札の場合は、入札参加申込書の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
重複申請・申込	この入札の入札参加資格の審査の申請又は入札参加申込をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。

(2) 形態が特定建設工事共同企業体である場合のみ必要な資格

構成員の数	2 社又は 3 社
結成方法	(1) 構成員の自主結成であること。 (2) 全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する共同施工方式（甲型共同企業体）であること。
出資比率	(1) 構成員が 2 社のときは各構成員の出資比率が 100 分の 30 以上、3 社のときは各構成員の出資比率が 100 分の 20 以上であること。 (2) 代表者の出資比率が、構成員中最大であること。

(3) その他事項を資格としている場合

建設業の許可	特定建設業、一般建設業の別は、個別の入札説明書に記載がない限り問わない。ただし、建設業法施行令第 2 条に定める金額以上の下請契約を締結する者は、特定建設業の許可を必要とする。
経営事項審査	有効な経営事項審査とは、 <u>特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日</u> において、事後審査型制限付一般競争入札のうち、 <u>総合評価落札方式を適用しない場合は入札価格による開札日</u> において、 <u>総合評価落札方式を適用する場合は評価値による開札日</u> （下線を以下「資格審査基準日」という。）において、それぞれ経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 月を経過していない経営事項審査の結果通知書をいう。
所在地	(1) 特定調達契約に係る一般競争入札の場合は、資格として設定しない。 (2) 神戸市内に本店を有するとは、資格審査基準日において、建設業法上の住所又は登記上の住所のいずれかの本店が神戸市内にあることをいう。 (3) 神戸市内に営業中の支店・営業所を有するとは、資格審査基準日において、(2)の神戸市内に本店を有するに該当せず、かつ神戸市内に営業中の支店・営業所を有することをいう。なお、営業中の支店・営業所の定義については、神戸市電子入札サイトに掲載する「営業中の支店・営業所について（準地元業者について）」を参照すること。
登録業種・等級	(1) 特定調達契約に係る一般競争入札の場合は、資格として設定しない。 (2) 登録業種、等級とは、資格審査基準日において、有効な神戸市工事請負競争入札参加資格における登録業種及び登録業種に基づく等級をいう

<p>その他</p>	<p>。〇</p> <p>「本市工事成績による入札制限」</p> <p>個別の入札説明書の「入札に参加する者に必要な資格」において、「共通事項の本市工事成績による入札制限の条件を満たすこと。」と記載がある場合は、資格審査基準日において「契約監理課等発注工事」を施工している者（落札決定後契約前である場合も含む。）は、次の(1)～(3)の条件を全て満たす必要がある。なお、資格審査基準日において「契約監理課等発注工事」を施工していない者は、この制限を適用しない。</p> <p>(1) 「入札説明書において個別に指定する日」から資格審査基準日の14日前までに、完成検査に合格した「契約監理課等発注工事」があること。</p> <p>(2) (1)の期間に完成検査に合格した「契約監理課等発注工事」の工事成績の平均点が65点以上であること。</p> <p>(3) 資格審査基準日において施工している「契約監理課等発注工事」に、低入札価格調査を経て契約した工事がある場合は、(1)の期間に完成検査に合格した「契約監理課等発注工事」の工事成績の平均点が70点以上であること。</p> <p>※「契約監理課等発注工事」とは、工事請負契約であって、契約監理課・神戸市水道局経営企画課・神戸市交通局経営企画課において入札又は契約した工事とする。ただし次のア～ウを除く。</p> <p>ア 単価契約工事</p> <p>イ 少額工事</p> <p>ウ 工事以外の業務と一括して調達手続を行った工事（契約監理課において入札又は契約した工事を除く。）</p> <p>※共同企業体の構成員として施工した工事については、工事成績の平均点の算定に含めるが、施工している工事とはみなさない。</p>
------------	---

**・入札参加資格の審査を申請する日時、場所及び方法等（特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合）**

**・入札参加申込書を提出する日時、場所及び方法等（事後審査型制限付一般競争入札の場合）**

<p>受付期間</p>	<p>個別に指定する期間。ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時から午後8時まで）。</p> <p>書類を郵送により提出する場合は、契約監理課に郵送すること。なお、受付期間の最終日の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局（文書担当）に到着していること。郵送にあつては、必ず郵便書留等の配達記録の残るものを利用すること。</p> <p>書類を持参により提出する場合は、契約監理課に受付期間の午前9時から午後5時まで（ただし本市の休日及び正午から午後1時を除く。）に持参をすること。</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1) 提出書類の様式は神戸市電子入札サイトからダウンロードすること。</p> <p>(2) 合併入札による場合は、工事名の記載が求められている項目については、工事名の箇所に全ての工事名を記載すること。</p> <p>(3) 「資本関係・人的関係調書」（様式第4号）及び「神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書（元請用）」（様式第4号の2）の提出を求めている場合</p> <p>入札参加資格の審査の申請又は入札参加申込をする者が単独企業である場合は当該会社、共同企業体である場合は当該共同企業体の全ての構成員（代表者を含む）について、電子入札システムより提出すること。</p> <p>入札参加資格の審査の申請後又は入札参加申込後、入札までの間に、記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の書類を契約監理課に電</p>

	<p>子メールで提出すること。なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ又は入札辞退の届け出を行うこと。これに違反して入札した場合は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 「特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書」(JV様式第1号)の提出を求めている場合  神戸市共同企業体取扱要綱(平成6年11月11日市長決定)の様式を利用すること。提出部数は、構成員の数に1を加えた数とすること。なお、当該協定書のうち構成員の数に相当する部数については、提出時に確認の上、返却する。袋綴じ・割印の上紙書類で提出すること。</p> <p>(5) 「施工実績調書の内容が確認できる書類」の提出を求めている場合  原則、CORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。CORINS工事カルテだけでは施工実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを提出すること。原則、電子入札システムより提出すること(ただし、提出書類が電子入札システムの添付資料として提出可能な容量を超過する等、やむを得ない事情がある場合は、契約監理課に電子メール、持参又は郵送による提出も認める)。</p> <p>(6) 誤って他の書類の提出もしくは提出書類の不足があり、又は記載内容に変更もしくは誤りがある場合、受付期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認める。なお、電子入札システムより提出を求めている書類については、契約監理課に電子メールで提出すること。</p>
提出方法	<p>(1) 特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、電子入札システムより、当該入札案件について、競争参加資格確認申請書の提出の手続を実行すること。  また、電子入札システムより提出することが指定されている書類については、競争参加資格確認申請書の提出の手続において、添付資料として送信すること。</p> <p>(2) 事後審査型制限付一般競争入札の場合は、電子入札システムより、当該入札案件について、入札参加申込書の提出の手続を実行すること。  また、電子入札システムより提出することが指定されている書類については、入札参加申込書の提出の手続において、添付資料として送信すること。</p> <p>(3) 紙書類として提出することが指定されている書類は、受付期間内に契約監理課まで郵送又は持参をすること。</p> <p>(4) 入札参加資格の審査の申請、入札参加申込書の提出は電子入札システムより提出を行うこと。その他手段による提出は原則認めない(特定調達契約に係る一般競争入札を除く。)。ただし、やむを得ない事情があり、かつ契約監理課が認める場合に限り、その他手段による提出を認める場合がある。なお、提出期間、提出書類については、電子入札システムにより提出する場合に準じるが、その他、個別に契約監理課が指定することがあるため、それに従うこと。</p> <p>(5) 電子メールにより提出する場合は、件名に「【書類名】工事名(事業者名)」と記載し、ファイルを添付して送信すること(ファイルが複数ある場合は1つのフォルダに入れてZIP形式に圧縮すること)。送信後に電話により到達確認を行うこと。持参又は郵送により提出する場合は、全ての書類を1通の封筒に入れ、封緘し、封筒に工事名、事業者名、書類名を記載して提出すること。</p>
その他	<p>(1) 書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。</p>

	<p>(2) 提出された書類は返却しない。</p> <p>(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、電子入札システムにおいて、競争参加資格確認申請書を送信後、競争参加資格確認申請書受信確認通知を確認し、印刷、保存すること。また、提出書類を受理した後、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書受付票を発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>(5) 事後審査型制限付一般競争入札の場合は、電子入札システムにおいて、入札参加申込書を送信後、入札参加申込書受信確認通知を確認し、印刷、保存すること。また、提出書類を受理した後、電子入札システムにより、入札参加申込書受付票を発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p>
--	--

**・入札参加資格の審査結果の通知日及び通知方法等（特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合）**

- (1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は個別案件ごとに指定する日に、「競争参加資格確認通知書」を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存してください。電子入札システム以外により申請をした者は、入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）の郵送をもって通知します。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。
- (3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から5日以内（特定調達契約に係る一般競争入札の場合は7日以内）に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (4) (3)により説明の請求を行う場合は、書面により提出してください。
- (5) (3)による理由の説明の請求を受けたときは、その通知を受けた日の翌日から5日以内（特定調達契約に係る一般競争入札の場合は7日以内）に書面により回答します。

**・設計図書等の閲覧、貸与及び質疑**

- (1) 設計図書等の閲覧、貸与

閲覧・貸与方法	神戸市電子入札サイトに、電子入札による提出の場合の入札最終日時まで掲載するので各自ダウンロードすること。
注意事項	契約に至らなかった者は、貸与した設計図書を速やかに破棄又は削除すること。

- (2) 設計図書等に関する質疑

受付期間	個別に指定する日時まで
対象者	この入札に参加を希望する者。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、原則として、入札参加資格申請の審査結果において、入札参加資格を有すると通知を受けた者に限る。
質疑方法	電子メールにより契約監理課に質疑回答書（様式第7号）を、件名に「【質疑回答書】工事名（事業者名）」と記載のうえ、Wordファイルで添付して送信し、送信後、契約監理課まで電話にて到達確認を行うこと。なお、指定した方法、様式以外で、質疑回答書を送付した場合は、その質疑への回答は行わない。
回答方法	電子入札による提出の場合の入札日第1日目の前日（本市の休日を除く。）までに、神戸市電子入札サイトの当該案件ページに質疑回答書を掲載する。なお、質疑回答書は仕様書の追補とみなし、設計図書における優先順位第一位とする。

## ・総合評価に関する事項

総合評価落札方式を適用する場合は、必ずこの事項及び「神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領」（平成24年9月13日行財政局長決定）を確認してください。総合評価落札方式を適用しない場合は、この事項の確認は不要です。

### (1) 評価に関する事項

評価基準	次のとおり。なお、以下に示す別紙は個別の入札説明書の別紙のことをいい、個別の案件ごとに掲載する。 (1) WTO型総合評価落札方式の場合 別紙1-1「評価項目及び配点表」、別紙1-2「評価区分の解説」のとおり。 (2) 標準型総合評価落札方式の場合 別紙2-1「評価項目及び配点表」、別紙2-2「評価区分の解説」のとおり。 (3) 標準型（高度技術評価型）総合評価落札方式の場合 別紙3-1「評価項目及び配点表」、別紙3-2「評価区分の解説」のとおり。 (4) 簡易型（実績確認型）総合評価落札方式の場合 別紙4-1「評価項目及び配点表」、別紙4-2「評価区分の解説」のとおり。 (5) 簡易型（社会貢献評価型）総合評価落札方式の場合 別紙5-1「評価項目及び配点表」、別紙5-2「評価区分の解説」のとおり。
評価方法	標準点（100点）に入札者の技術資料に係る評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除いた価格。以下同じ。）で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）により行う。 技術評価点＝標準点＋加算点 評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）

### (2) 技術資料の提出

提出資料	次のとおり。なお、以下に示す別紙は個別の入札説明書の別紙のことをいい、個別の案件ごとに掲載する。 (1) WTO型総合評価落札方式の場合 別紙1-3「提出する技術資料」のとおり。 (2) 標準型総合評価落札方式の場合 別紙2-3「提出する技術資料」のとおり。 (3) 標準型（高度技術評価型）総合評価落札方式の場合 別紙3-3「提出する技術資料」のとおり。 (4) 簡易型（実績確認型）総合評価落札方式の場合 別紙4-3「提出する技術資料」のとおり。 (5) 簡易型（社会貢献評価型）総合評価落札方式の場合 別紙5-3「提出する技術資料」のとおり。 (6) 様式は神戸市電子入札サイトよりダウンロードすること。 (7) 提出は原則として電子メールにより行うこと。ただし、やむを得ない場合は、契約監理課への持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認める。全ての技術資料を1通の封筒に入れ、封緘し、封筒には工事名、入札者名を記入し、「技術資料在中」と朱書きして提出すること。提出部数は1部。
提出日時	(1) 電子メールによる提出の場合 電子入札による提出の場合の入札日第2日目の午後3時まで (2) 持参による提出の場合 電子入札による提出の場合の入札日第1日目の午前9時から午後5時ま

	<p>で、及び第2日目の午前9時から午後3時まで（正午から午後1時を除く。）</p> <p>(3) 郵送による提出の場合 電子入札による提出の場合の入札日第2日目の午後5時まで（本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局（文書担当）に到着していること。）</p>
提出方法	<p>(1) 電子メールによる提出の場合 契約監理課に電子メールで送付すること。なお、送付は次のア～カの手順により行うこと。</p> <p>ア 全ての様式に必要な事項を入力すること。 イ 個々のファイルをPDF形式に変換すること。 ウ 一つのフォルダに入れ、フォルダ名に工事名と事業者名を記載すること。 エ 圧縮し、パスワード付きZIP形式のファイルとすること。 オ ファイル作成後、提出前にウィルスチェックを実施し送信すること。送信後は、電話にて到達確認及びパスワードを通知すること。 カ 提出時の件名は「【技術資料】工事名（事業者名）」とすること。</p> <p>(2) 持参による提出 契約監理課に直接持参すること。</p> <p>(3) 郵送による提出 契約監理課あて簡易書留郵便にて郵送すること。</p>
失格に関する事項	<p>次のとおり。なお、以下に示す様式は神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領に定める様式のことをいう。</p> <p>(1) WTO型総合評価落札方式の場合 次の各号に該当する入札者は、失格とする。</p> <p>ア 様式第9-1号が提出されない場合又は記載漏れがある場合 イ 様式第9-2号が指定の枚数を超過する場合 ウ 技術資料に虚偽の記載がある場合 エ 提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合 オ 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合 カ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合</p> <p>(2) 標準型総合評価落札方式の場合 次の各号に該当する入札者は、失格とする。</p> <p>ア 様式第10-1号が提出されない場合又は記載漏れがある場合 イ 様式第10-2号が指定の枚数を超過する場合 ウ 様式第10-4号に配置予定技術者名を記入して提出しない場合又は4人以上を記名して提出した場合 エ 技術資料に虚偽の記載がある場合 オ 提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合 カ 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合 キ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合</p> <p>(3) 標準型（高度技術評価型）総合落札方式の場合 次の各号に該当する入札者は、失格とする。</p> <p>ア 様式第11-1号が提出されない場合又は記載漏れがある場合 イ 様式第11-2号が指定の枚数を超過する場合 ウ 様式第11-4号に配置予定技術者名を記入して提出しない場合又は4人以上を記名して提出した場合 エ 技術資料に虚偽の記載がある場合 オ 提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合</p>

	<p>カ 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合  キ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合  (4) 簡易型（実績確認型）総合評価落札方式の場合  次の各号に該当する入札者は、失格とする。  ア 様式第 12-1 号が提出されない場合又は記載漏れがある場合  イ 様式第 12-3 号に配置予定技術者名を記入して提出しない場合又は 4 人以上を記名して提出した場合  ウ 技術資料に虚偽の記載がある場合  エ 提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合  オ 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合  カ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合  (5) 簡易型（社会貢献評価型）総合評価落札方式の場合  次の各号に該当する入札者は、失格とする。  ア 様式第 13-1 号が提出されない場合又は記載漏れがある場合  イ 技術資料に虚偽の記載がある場合  ウ 提出方法、目的、また一部であるか全部であるかを問わず、技術資料の提出が複数回あった場合  エ 評価項目の加算点の合計がマイナスとなった場合  オ その他技術資料に関して適正な評価ができない場合</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 入札価格の開札において失格又は無効となった者、低入札価格調査に係る調査辞退届の提出があった者については、技術資料の審査は行わない。なお、「技術資料の提出」に係る「失格に関する事項」に該当する者は、評価値による開札において失格とする。</p> <p>(2) 必要に応じて入札者に対して技術資料に関する説明を求めることがある。この場合、評価値による開札日の前日（本市の休日を除く。）午後 5 時まで連絡する。上記日時までに連絡がない場合は説明を求めない。</p> <p>(3) 提出後の技術資料の訂正や差し替えは認めない。</p> <p>(4) 提出された技術資料に虚偽の記載があった場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(5) 技術資料の作成、提出に係る一切の経費は、入札者の負担とする。</p> <p>(6) 提出された技術資料は返却しない。</p> <p>(7) 提出のあった技術資料のうち、技術提案は、その採否に関わらず、公開にあたっては、提案者の意見を踏まえ、神戸市情報公開条例の趣旨に沿って公開内容を決定するものとする。</p> <p>(8) 技術資料のうち、技術提案について、以降の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りではない。</p> <p>(9) 技術資料の評価の公表と説明の請求  ア 技術資料の評価（技術評価点）は落札者決定後に神戸市電子入札サイトの入札結果のページで公表する。なお、技術資料の評価のうち、自らの技術提案の内訳（各提案の点数）については、落札者決定後、入札者から求められた場合に回答する。詳細は「公共工事の総合評価落札方式」の下記サイトを参照すること。  <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyouku/work/sogo_hyouka.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyouku/work/sogo_hyouka.html</a>  イ 入札者のうち、技術資料の評価について不服があるものは、評価についての説明を求めることができる。  ウ イにより説明の請求を行うときは、入札結果の公表の翌日から起算</p>

	<p>して5日（本市の休日を除く。）以内に、書面により行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする（様式自由）。</p> <p>エ ウによる理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答する。</p>
--	---

## ・入札の日時及び場所等

### (1) 電子入札による提出の場合

入札日時	第1日目 個別に指定する日 午前9時から午後8時まで 第2日目 個別に指定する日 午前9時から午後3時まで
提出場所	電子入札システム
提出方法	電子入札システムより積算の内訳書を添付して入札書を提出すること。提出後、入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票を確認し、印刷、保存すること。なお、入札書の提出期間中に、積算の内訳書の提出がない場合又は積算の内訳書と入札価格が異なる場合は入札を無効とする。
入札辞退	電子入札システムにより辞退届を提出すること。なお、入札期間において、入札書、辞退届、いずれの提出もない場合は、辞退届の提出があったものとみなす。

### (2) 紙入札による提出の場合

入札日時	<p>(1) 持参の場合 入札価格による開札日の当日 午前9時から午前10時まで</p> <p>(2) 郵送の場合 電子入札による提出の場合の入札日第2日目の午後5時まで (本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局（文書担当）に到着していること。)</p>
提出場所	契約監理課
提出方法	<p>(1) 持参の場合 入札書を、内訳書を添付の上、所定の入札用封筒に入れ封緘し、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、契約監理課窓口へ提出すること。また、積算の内訳書は入札書に書面にて同封するか、電子メールで契約監理課に送付すること。なお、電子メールにより提出する場合は、件名に「【積算内訳書】工事名（事業者名）」と記載し、添付して送信すること。送信後に電話により到達確認を行うこと。 なお、入札書の提出期間中に、積算の内訳書の提出がない場合又は積算の内訳書と入札価格が異なる場合は、入札を無効とする。</p> <p>(2) 郵送の場合 入札書を、内訳書を添付の上、所定の入札用封筒に入れ封緘し、さらに別の封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「入札書在中」と朱書し、契約監理課に書留郵便で送付すること。また、積算の内訳書は入札書に書面にて同封するか、電子メールで契約監理課に送付すること。電子メールにより提出する場合は、持参の場合と同様とする。 なお、入札書の提出期間中に、積算の内訳書の提出がない場合又は積算の内訳書と入札価格が異なる場合は、入札を無効とする。</p>
辞退方法	紙書類により辞退届（様式は自由）を提出すること。なお、入札期間において、入札書、辞退届、いずれの提出もない場合は、辞退届の提出があったと

みなす。
------

- (3) 入札は電子入札システムにより行ってください。紙入札は原則認めません（特定調達契約に係る一般競争入札を除く。）。ただし、やむを得ない事情があり、かつ事前に契約監理課が認める場合に限り、紙入札による提出を認めることがあります。なお、提出期間、提出書類については、(2)紙入札による提出の場合に準じますが、その他、個別に契約監理課が指定することがあります。
- (4) 入札書に記載する金額について  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、合併入札の場合は、積算はそれぞれの工事ごとに行い、それらを合計した金額で入札してください。
- (5) 内訳書の提出について  
入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めますので、入札書提出時に内訳書を添付してください（ただし、代表工種選定方式による単価契約工事の入札の場合を除く。）。入札期間中に内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とします。また、内訳書の合計金額（消費税相当額を除く。）と入札金額が異なる場合も入札を無効とします。なお、内訳書について、提出書類の不足又は錯誤がある場合は、入札書の提出期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認めますので、契約監理課に電子メールで提出してください（件名に「【積算内訳書】工事名（事業者名）」と記載し、添付して送信すること。送信後に電話により到達確認を行うこと）。
- 合併入札の場合はそれぞれの工事ごとに積算した積算の内訳書を全て提出してください。  
なお、本号により入札が無効となる者は、特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札及び事後審査型制限一般競争入札のうち総合評価落札方式を適用する場合は、入札価格による開札において、事後審査型制限付一般競争入札のうち総合評価落札方式を適用しない場合は、事後審査において、それぞれ入札を無効とします。
- (6) 提出される積算の内訳書は、入札金額の内訳が分かるものとしてください。
- (7) 積算内訳書は可能な限り、次の段階を目安としてまとめてください（明細は不要。）。  
・土木工事にあつては実施設計書の「実施設計工事費内訳表」に掲げる分類  
・建築・設備工事にあつては数量書(参考)に掲げる中科目別内訳書
- (8) 入札金額の積算について  
入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額としてください。
- (9) 代表工種選定方式による単価契約工事の入札の場合は、入札書提出時に、積算の内訳書の提出に代わり個別の入札説明書で指定した単価表を提出してください。入札期間中に単価表が提出されない場合及び単価表の代表工種に入力された金額（消費税相当額を除く。）と入札金額が異なる場合は、入札を無効とします。
- (10) 入札の手続における交渉はしません。
- (11) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (12) 入札後に入札参加者の責めにより契約を辞退した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。ただし、事後審査型制限付一般競争入札において、所定の期間内に技術者配置不能届を提出した場合、低入札価格調査制度の適用対象工事において、所定の期間内に調査辞退届を提出した場合を除きます。

### ・入札保証金に関する事項

- (1) 発注者が神戸市長の場合  
神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。
- (2) 発注者が神戸市水道事業管理者の場合  
神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）第12条第2号の規程により免除します。

- (3) 発注者が神戸市交通事業管理者の場合  
神戸市交通局契約規程（昭和 51 年 8 月交規程第 15 号）第 7 条第 2 号の規定により免除します。
- (4) 発注者が(1)～(3)以外の場合  
入札保証金は免除します。

### ・入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
  - (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（消費税相当額を除く。）と入札金額が異なるとき。なお、代表工種選定方式による単価契約工事の入札の場合は、内訳書を単価表に、内訳書の合計金額を単価表の代表工種に入力された金額に読み替える。また、合併入札による場合は、内訳書をすべての工事の積算の内訳書に読み替える。
  - (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
  - (5) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- また紙入札による場合は、(1)～(6)に加え、次の各号に該当する場合も入札を無効とします。
- (7) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
  - (8) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
  - (9) 入札書に記名がないとき。
  - (10) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
  - (11) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
  - (12) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
  - (13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

なお、「(5)入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。」は、次の内容を示します。

この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としない。

#### ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

<p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</p> <p>組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
---

## ・開札の日時及び場所等

### (1) 入札価格による開札

開札日時	個別に指定する日 午前10時30分
開札場所	契約監理課
開札結果の通知	電子入札システムにより行う。

### (2) 再入札に関する事項

再入札の有無	<p>(1) 「有」の場合</p> <p>入札価格による開札において落札者又は落札候補者となるべき者がなく、当初の入札において予定価格を上回る入札をした者がある場合に、再入札を1回に限り実施する。再入札の対象者には、再入札通知書を電子入札システムにより発行し通知する。</p> <p>(2) 「無」の場合</p> <p>入札価格による開札において落札者又は落札候補者となるべき者がいない場合は、再入札を実施せず、入札を取止めする。</p>
再入札の対象者	当初の入札において予定価格を上回る入札をした者
再入札の日時	<p>(1) 電子入札システムによる提出の場合</p> <p>入札価格による開札日の当日 正午から午後3時まで</p> <p>(2) 紙入札による提出の場合</p> <p>ア 持参の場合</p> <p>入札価格による開札日の翌日（本市の休日を除く。）午前9時から午前10時まで</p> <p>イ 郵送の場合</p> <p>入札価格による開札日の当日 午後5時まで</p> <p>（本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局（文書担当）に到着していること。）</p>
再入札の方法	当初の入札と同じ。ただし積算の内訳書の提出は不要とする。
開札日時	入札価格による開札日の翌日（本市の休日を除く。）午前10時30分
開札場所	契約監理課
開札結果の通知	電子入札システムにより行う。
その他	<p>(1) 再入札を行う場合には、予定価格を上回る入札をした者のうち最低入札者の入札金額及び予定価格をあらかじめ対象者に電子入札システムにより通知する。なお、予定価格は再入札通知書の理由欄に記載する。再入札によっても落札者又は落札候補者となるべき者がいない場合は、入札を取止め不調打切とする。</p> <p>(2) 紙入札による者は、再入札通知書の通知を受領してから、再入札の日時までに契約監理課にて入札書の交付（交付時間は午前9時から午後5時まで。ただし、本市の休日及び正午から午後1時を除く。）を受けたうえで</p>

	、入札書を契約監理課に再入札の日時に提出すること。なお、入札書の交付を受けなかった場合及び入札書の提出がない場合は、再入札を辞退したものとみなす。
--	---

(3) 評価値による開札

評価値による開札は、総合評価落札方式を適用する場合のみ実施します。

開札日時	個別に指定する日 午前10時30分
開札場所	契約監理課
開札結果の通知	電子入札システムにより行う。

(4) 開札結果の通知

開札結果に応じて次のとおり通知します。なお、通知を受けた者は、通知の内容を確認し、印刷、保存してください。

	特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合	事後審査型制限付一般競争入札の場合
入札価格による開札、再入札の開札	ア 落札者がある場合 「落札決定通知書」 イ 技術審査、低入札価格調査等を実施する場合 「保留通知書」 ウ 再入札を実施する場合 「再入札通知書」 エ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」	ア 落札候補者がある場合、技術審査等を実施する場合 「保留通知書」 イ 再入札を実施する場合 「再入札通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
評価値による開札 (総合評価落札方式を適用する場合のみ)	ア 落札者がある場合 「落札決定通知書」 イ 低入札価格調査等を実施する場合 「保留通知書」 ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

(5) 開札には契約監理課の職員が立ち会います。なお、開札は電子入札システムで行うため、入札をした者の開札への立ち会いは不要です。

(6) 開札は開札日時に行いますが、他の案件と併せて順次行うため、開札日時の直後には開札が実施されない場合があります。

(7) 低入札価格調査に係る調査基準価格未満で入札した者が落札者となるべき者になる場合は、低入札価格調査手続要綱第7条に係る資料の提出を求めます。具体的な提出資料は「低入札価格調査について（工事請負契約）」をあわせてご確認ください。なお、入札価格による開札時又は再入札の開札時に、指定する期限までに、低入札価格調査の調査辞退届を提出したものに限り、低入札価格調査の辞退を認めることとします。その場合の当該入札は無効として扱い、指名停止措置は致しません。

(8) 紙入札による者には、開札結果をFAX、電子メール、郵送等指定の方法により通知します。

**・落札者の決定の方法（特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合）**

特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は、開札後、落札者の決定を次のとおり行います。

(1) 総合評価落札方式を適用しない場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合は失格基準価格を下回る価格で入札した者、最低制限価格制度を適用する場合は最低制限価格を下回る価格で入札した者、はそれぞれ失格とします。

また、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る場合、低入札価格調査手続要綱に基づき調査を実施し、その者を落札者としなないことがあります。

なお、入札価格による開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

(2) 総合評価落札方式を適用する場合

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とします。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合は失格基準価格を下回る価格で入札をした者は、失格とします。

また、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る場合、低入札価格調査手続要綱に基づき調査を実施し、その者を落札者としなないことがあります。

なお、評価値による開札の結果、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

(3) 入札価格が予定価格を上回る者は失格とします。ただし、再入札を行う場合はこの限りではありません。

### ・落札候補者の決定の方法（事後審査型制限付一般競争入札の場合）

事後審査型制限付一般競争入札の場合は、開札後、落札候補者の決定を次のとおり行います。

(1) 総合評価落札方式を適用しない場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とします。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合は失格基準価格を下回る価格で入札した者、最低制限価格制度を適用する場合は最低制限価格を下回る価格で入札した者、はそれぞれ失格とします。

なお、入札価格による開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。

(2) 総合評価落札方式を適用する場合

入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

ただし、低入札価格調査制度を適用する場合は失格基準価格を下回る価格で入札をした者は、失格とします。

なお、評価値による開札の結果、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定します。

(3) 入札価格が予定価格を上回る場合は失格とします。ただし、再入札を行う場合はこの限りではありません。

(4) 開札後（総合評価落札方式を適用する場合は評価値による開札後）に、落札候補者がある場合は保留通知書に落札候補者を記載して、電子入札システムより入札参加者に通知します。落札候補者は技術者の配置ができないときは、保留通知書に記載した日時までに、技術者配置不能届（様式第6号の2）を、契約監理課に電子メールで提出し、電話にて到達確認を行ってください。指定した日時までに、技術者配置不能届の提出があった場合は、当該入札を無効として取り扱い、落札候補者となった者の指名停止措置は行いません。

また、技術者配置不能届の提出があった場合は次順位者を落札候補者とし、改めて落札候補者を記載した保留通知書を発行します。以後、落札候補者が決定するまで、同様の手続を繰り返します。なお、落札候補者になるべき者がいなくなった場合は、入札を取止めます。

### ・事後審査及び落札者の決定の方法（事後審査型制限付一般競争入札の場合）

事後審査型制限付一般競争入札の場合は、落札候補者の入札参加資格の審査及び落札者の決定は次のとおり行います。

(1) 落札候補者に対する入札参加資格の審査は、提出された書類により開札後に行います。なお、必要に応じて、落札候補者に対して書類の内容確認や、追加書類の提出を求めることがあります。正当な理由なくこれらの確認や提出の指示に応じないときは、入札参加資格がないものとして入札を無効とします。

(2) 審査の結果、当該落札候補者について、入札参加資格があると認めたときは、その者を落札

者と決定します。ただし、低入札価格調査制度の適用対象工事であり、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る場合、低入札価格調査手続要綱に基づき調査を実施し、その者を落札者としなないことがあります。

- (3) 審査の結果、当該落札候補者について、入札参加資格がないと認めるときは、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として保留通知書を発行したうえで、入札参加資格の審査を行います。以後、落札者が決定するまで同様の手続により審査を行います。なお、落札候補者がいなくなった場合は、入札を取止めます。
- (4) (3)により入札を無効とした者には、入札無効通知書（様式第8号の2）の郵送をもって通知します。入札無効の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から5日以内に、市長に対して入札を無効とした理由の説明を書面により請求することができます。請求を受けた日の翌日から5日以内に、請求をした者に書面により回答します。
- (5) 落札候補者とならなかった入札者については、入札参加資格の審査は行いません。
- (6) 事後審査による落札決定は、開札日の翌日から起算して、原則3日以内（本市の休日を除く。）に行います。ただし、低入札価格調査等を実施する場合は除きます。

## ・契約等に関する事項

- (1) 契約に関する事務を担当する部局
  - ア 発注者が神戸市長の場合  
契約監理課
  - イ 発注者が神戸市水道事業管理者の場合  
郵便番号 650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号 神戸市水道局総合庁舎4階  
神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-381-7853）
  - ウ 発注者が神戸市交通事業管理者の場合  
郵便番号 652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階  
神戸市交通局経営企画課（電話番号 078-984-0104）
  - エ 発注者がア～ウ以外の場合  
契約監理課にお問い合わせください。
- (2) 契約条項を示す場所
  - (1) 契約に関する事務を担当する部局と同じ。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨の種類  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 契約の手続における電子情報処理組織の使用に関する事項  
電子契約による契約の手続が可能な場合、入札参加資格審査の申請時又は入札参加申込時の提出書類に、電子契約システム利用確認書を記載していますので、電子契約を希望する場合は、同確認書を提出書類とあわせて提出してください。なお、合併入札による場合は同確認書に全ての工事名を記入して提出してください。
- (5) 契約書の作成に関する事項  
落札後、契約の締結に当たっては契約書の作成を要します。落札者は速やかに契約に関する事務を担当する部局で契約書類等を受領し、落札決定の日の翌日を起算として10日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続をしてください。10日以内に所定の契約手続がない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。
- (6) 契約保証金に関する事項  
契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、特定調達契約に係る一般競争入札による契約及び低入札価格調査を経た契約は、契約金額の100分の10以上の額とします。なお、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券のよる保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除します。なお、保証を証する書面の提出に代えて、電磁的保証の提出でも構いません。  
なお、本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。
- (7) 担保期間に関する事項

担保期間は、設計図書において定められた期間とします。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書において定められた期間の2倍の期間とします。

(8) 余裕期間制度に関する事項

余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式を適用する工事については、落札者は契約締結までに工期通知書を提出してください。

(9) 現場代理人に関する事項

契約に際して現場代理人を定め、本市に通知してください。現場代理人は、原則工事現場に常駐する必要があります。ただし、現場代理人の兼務に関する手続要領（平成25年5月22日行財政局長決定）に定める場合は、この限りではありません。

現場代理人は、請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから選任してください（雇用期間は問いません）。なお、現場代理人は主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と兼ねることができます。

現場代理人の途中交代については、原則監理技術者等の途中交代と同様の取り扱いとします。

特記仕様書等に特別の定めがない限り、合併入札により契約をしたそれぞれの工事は、現場代理人の兼務は認めます。また、単価契約による工事は現場代理人の兼務は認めません。

なお、本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(10) 技術者に関する事項

技術者は入札の申込日（特定調達契約に係る一般競争入札、制限付一般競争入札の場合は入札参加資格の申請期限の最終日、事後審査型制限付一般競争入札の場合は入札参加申込書の提出期限の最終日をいう。）以前に、原則3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することが必要です。ただし、建設業法第26条第3項第1号の規定を受ける主任技術者又は監理技術者の配置（以下「専任特例1号」という。）を行う場合、同項第2号の規定を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は、監理技術者等は2つの工事まで兼務することができます。なお、専任特例1号及び専任特例2号の配置可否については、個別の案件ごとに特記仕様書等に記載します。

入札参加資格の申請又は入札参加申込をする者が共同企業体である場合は、全ての構成員が監理技術者又は主任技術者を配置することが必要です。

低入札価格調査を経た契約については、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で現場に配置する必要があります（補助技術者は現場代理人と兼ねることができます）。なお、共同企業体に該当する場合は、代表者から選出してください。

監理技術者等の途中交代については、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、工事担当課との協議により、承諾された場合は交代を認めます。なお、特記仕様書等で途中交代を認めない旨の記載をした場合は、原則その条件に従います。

特記仕様書等に特別の定めがない限り、合併入札により契約をしたそれぞれの工事は、技術者の兼務は認めます。また、単価契約による工事については技術者の兼務を認めます。

総合評価落札方式を適用した入札案件のうち、技術資料において配置予定技術者の提出を求めている場合は、提出した技術者の中から、配置する技術者を選定してください。なお、技術者の交代は原則として認めませんが、やむを得ず交代する場合は、下記①、②のとおりとします。

① 複数の技術者を配置予定技術者として提出した場合

配置予定技術者として提出した技術者の中で交代することを認めます。

② 配置予定技術者として1名のみ提出した場合（複数の技術者を配置予定技術者として提出したが、配置する技術者が1名もない場合を含む）

次のア、イのいずれかに該当する場合に限り、技術者の交代を認めます。

ア 技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合

イ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

(11) 総合評価落札方式を適用した入札に係る契約の締結にあたり、落札者が提出した技術資料は契約図書の一部とします。

- (12) 総合評価落札方式を適用した入札において、落札者が提出した技術資料のうち技術提案に記入した項目及び企業の施工能力等の月単位の週休2日達成確約、市内企業施工比率又は地元下請率の達成確約については、落札者に履行義務があるものとします。ただし、加点しないと判断した項目については、履行義務としません。履行義務とする項目は、落札者に対して書面により通知します。
- (13) 総合評価落札方式を適用した入札において、履行義務と通知した項目については、原則として設計変更等の対象としません。
- (14) 総合評価落札方式を適用した入札において、履行義務と通知した項目については、履行状況の検査を行います。この場合において、当該項目が不履行であるときは、落札者は書面によりその理由を申し出してください。  
不履行の理由が落札者の責によると認められるときは、委員会の審議を経て神戸市指名停止基準要綱に基づき指名停止を行い、その措置に基づき工事成績評定点から減点します。
- (15) 社会保険加入に関する事項  
建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月22日行財契第1423号通知）に従い、手続きを行ってください。  
社会保険未加入建設業者は、請負人となることができません。  
また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることはできません。  
社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいいます。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (16) 適正な施工の確保の徹底を図るため、低入札価格調査を経た契約については、工事担当課において施工体制が調査資料どおりとなっているかどうか確認します。
- (17) 入札にあたって談合行為等（神戸市工事請負契約約款記載の「談合その他の不正行為に対する措置」の条第1項各号の規定による乙の違法行為をいう。）を行い、契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。
- (18) 下請施工を必要とする場合には、可能な限り地元業者に発注するよう十分配慮してください。なお、低入札価格調査を経た契約については、原則調査資料どおりの施工体制で施工する必要があります。
- (19) 建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（一定の客観性を有する統計資料等）と併せて提出してください。

#### ・特定調達契約に係る一般競争入札の追加事項

- (1) 神戸市工事請負競争入札参加資格を有すると認定されていない者の参加  
特定調達契約に係る一般競争への参加を希望される時点で、神戸市工事請負競争入札参加資格を有すると認定されない場合は、入札参加にあたって、別途当該参加資格の認定に関する申請を行い、その認定を受ける必要があります。申請に必要な手続きは次の通りです。

申請場所	契約監理課
申請に必要な書類の入手方法	原則、契約監理課窓口で書面交付する。なお、その他の方法での交付を希望する場合は、契約監理課に電話で問い合わせをすること。
申請期限	個別に指定する日時まで（窓口は午前9時から午後5時まで。ただし、本市の休日及び正午から午後1時を除く。）

- (2) 苦情の申出

特定調達契約に係る一般競争入札の場合は、この入札について苦情のある者は、神戸市特定調達等調査委員会へ苦情の申出をすることができます。

**• Summary**

特定調達契約に係る一般競争入札の場合は、調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量、入札期日並びに当該部局の名称を英語で併記します（以下はサンプルとなります。）。

Subject matter of the contract	Construction of the ○○○○
The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation	5:00 P.M. 1 April, 2024 In the case of electronic bid 8:00 P.M. 1 April, 2024
The date and time for the submission of tenders	9:00~10:00 A.M. 4 April, 2024 In case of the electronic bid 9:00 A.M. ~8:00 P.M. 2 April, 2024 9:00 A.M. ~3:00 P.M. 3 April, 2024
A contact point where tender documents are available	Contract Management Division, Administration and Finance Bureau, Kobe City Hall, 6-5-1 Kano-cho, Chuo-ku, Kobe 650-8570, Japan. TEL 078-322-5147

## 一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者又は  
受任者名

下記工事に係る入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1 公告の日付 年 月 日付

2 工事名

3 連絡先 所属  
氏名

電話

FAX

4 神戸市工事請負競争入札参加資格認定通知書に記載された  
業者番号（特定建設工事共同企業体の場合は、構成員の業者番号と出資比率を列記すること）

様式第4号

令7.4.1改

資本関係・人的関係調書

年 月 日

神戸市長あて  
所在地

商号又は名称

代表者又は  
受任者名

入札参加申請日現在における、資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。  
【\*1】

資本関係（自社の会社法上の親会社等の状況）

① 親会社等【*3】の有無	有 ・ 無
親会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	
② 子会社等【*4】の有無	有 ・ 無
子会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	
③ ①に記載した親会社の他の子会社等（自社を除く）	有 ・ 無
他の子会社等の名称 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。	

人的関係（自社役員等【\*2】の兼任状況）※該当する役員等がいる場合のみ記入ください。

自社役員等の役職及び氏名 (複数いる場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、 又は別紙で提出すること。	役員等を兼任している会社の商号又は 名称、及び兼任している会社における役職 (複数ある場合は全て記入) ※行が不足する場合は適宜追加、又は別紙で提出すること。

- 【\*1】 入札参加形態が単独企業の場合は当該会社について記入。共同企業体の場合は当該共同企業体の構成員（代表者を含む）ごとに調書を作成する。
- 【\*2】 入札説明書共通事項の「入札の無効に関する事項」(5)「入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者が入札をしたとき。」の「イ 人的関係」に規定する役員及び管財人をいう（監査役、執行役員は含まない）。また、個人の場合は代表者をさす。
- 【\*3】 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- 【\*4】 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

## 様式第4号の2

令6.4.1改

### 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)

神戸市発注工事名

令和 年 月 日

神戸市長 様  
(神戸市水道事業管理者 様)  
(神戸市交通事業管理者 様)

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識し、また、神戸市の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

#### 記

#### 1 暴力団等の排除に関すること

- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 下請負人等との契約を含む標記の工事請負契約に係る一連の手続きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

#### 2 適正な労働条件の確保に関すること

- 標記の工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- 標記の工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者として(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)。また、施工体制台帳は下請負人等と協力し元請負人が責任をもって資料等を確認の上作成し、下請契約締結後速やかに提出するほか、貴市の指導により求められた資料は指定された期限までに貴市に提出するなど「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領(平成31年3月20日行財契第1423号通知)」を遵守します。
- 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- 標記の工事請負契約に基づく業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人(二次以下を含む)が社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していないと貴市が認めるときに貴市が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴市が行う一切の措置について異議を唱えません。

#### 別表(誓約事項2(1)(2)関係)

##### 労働関係法令

- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- 労働契約法(平成19年法律第128号)
- 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

様式第5号

令6.4.1改

# 施工実績調書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号又は名称

代表者又は  
受任者名

次のとおり、入札説明書に明示された工事を施工しておりますので、その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

工事名		工事名	
発注者		発注者	
工事場所		工事場所	
請負金額		請負金額	
工期		工期	
施工した 構成員(*)		施工した 構成員(*)	
受注形態	単体・共同企業体(出資比率 %)	受注形態	単体・共同企業体(出資比率 %)
施工内容等		施工内容等	

入札に参加する者に必要な資格として求めている施工実績が1種類の場合は、1件記入するのみでよい。

(\*) 共同企業体で入札参加申請をする場合で、施工実績が一部構成員のものである場合にのみ記入。

## 技術者配置不能届

令和 年 月 日

神戸市長あて

主たる営業所(または  
支店等)の所在地

商号または名称

代表者(または受任者)  
役職・氏名

下記の理由により、入札した以下の工事における技術者を配置できなくなりました。当該工事において入札を無効とされることに異議はありません。なお、記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

## 1 技術者を配置できなくなった工事

工事名	

## 2 理由(必要事項を記載してください) 複数項目記入可

①神戸市に入札書を提出した後に、他の工事を受注したため	発注者名	
	案件名称	
	開札日 (受注日)	令和 年 月 日
②配置できる技術者数が落札候補者となった工事数未満のため	配置できる 技術者数	
③神戸市に入札書を提出した後に、技術者の配置ができなくなったため	理由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 転勤
④その他	理由を記入	

## 3 当該工事の入札に参加した他の者との関係等

当社は、他の入札参加者と入札価格または入札意志若しくは本書の提出についていかなる相談も行っていない。

## 【注意事項】

- 上記理由に応じ、事実確認のための書類の添付を求めることがあります。
- 本書の提出が無いときまたは虚偽の記載が判明した場合、神戸市指名停止基準要綱に基づく措置の対象となることがあります。



神行契第 号  
年 月 日

## 入札参加資格審査結果通知書

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○

申請のありました下記工事に係る一般競争入札参加資格について、下記のとおり審査しましたので、通知します。

入札参加資格を有すると認定された方は、入札説明書、仕様書、設計書、図面及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ、地方自治法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、建設業法等関係諸法令を厳守し、公正な入札をしてください。

### 記

- 1 工 事 名
- 2 入札参加資格の有無 有 ・ 無
- 3 入札参加資格がないと認定した理由

神行契第 号  
年 月 日

## 入札無効通知書

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○

下記工事に係る入札は無効となりましたので、通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 入札を無効とした理由